

沖縄問題と「図書館の自由」

—沖縄戦関係資料の取り扱いに注目して—

Okinawa Issues and Intellectual Freedom : Focusing on the Providing of Library Materials that has Cruelty Expression in the Battle of Okinawa

山口 真也

Shinya YAMAGUCHI

1. はじめに・問題意識

本稿の題目にある「図書館の自由」とは、日本図書館協会がその総会において1954年に採択し、1979年に改訂した「図書館の自由に関する宣言」というガイドライン(以下、「自由宣言」)にまとめられた基本原則であり、その理念は館種を問わず「すべての図書館に基本的に妥当する」とされている。そして、この自由宣言において、図書館の存在意義が日本国憲法第21条「表現の自由」と表裏一体の関係にある「知る自由」の保障にあるされ、さらに、その保障が国民主権の原理と民主主義社会の発展に必要不可欠のものであると考えられている点に注目すれば、その枠組みは図書館に対して抱かれる一般的なイメージとはかなり異なり、非常にポリティカルなものであることにも気付かされる。基地問題に代表される、いわゆる「沖縄問題」を抱える沖縄の図書館との接点に注目するならば、沖縄の図書館が図書館の自由を实践しようと努めるとき、そこには自ずから、固有の問題を種々抱えるのではないか、という問題意識を持つことができる。

筆者は、2016年11月21日(月)に、沖縄県・名護市立中央図書館の地階 AV ホールにて開催された「沖縄県公共図書館連絡協議会第3回研修会」にて、「沖縄から「図書館の自由」を考えよう—選書(資料収集)と資料提供を中心に」と題する講演を行った。演題にある通り、この講演では、沖縄問題と図書館の自由の接点を考えることで見えてくる「資料収集・提供」に関わる問題を3つ取り上げ、終了後には、筆者が講演の中で伝えた図書館の自由をもとにした望ましい対応に

ついて、①沖縄の図書館員がどのような意見をもつのか、を知るためのアンケート調査を実施することとした。

詳しくは後述するが、講演の中で取り上げた3つの問題は、筆者が個人的に沖縄県内の図書館員や勤務校の司書課程受講生から得た情報に、(図書館名が特定されないように)一部アレンジを加えたものとなっている。アンケート調査では、②同様の事例が県内の各図書館で起こっていないかどうか(増えていないか)、を確認するための質問も加えている。本稿は、この3つの事例の中から第一の事例として取り上げた、残酷性を含む資料の提供をめぐる問題をピックアップし、調査結果の分析を通して、図書館の自由と沖縄問題との接点を考えるため基礎資料を提供することを目的とするものである。

本論に入る前に、まずはアンケート回答者の属性について確認しておこう。当日の講演会が公共図書館の関係団体による主催となっていたため、アンケートの回答者は公共図書館職員が中心であったが、主催者から得た情報では10名の学校図書館担当者(学校司書)も参加していたことが分かっている。当日の参加者総数は59名であり、回答は48名から得ることができた(回収率は81.4%)。回答者のプロフィールについて聞いたアンケートのQ5によると(複数回答可)、「A 司書有資格者」33名(68.8%)、「B 教員免許取得者」13名(27.1%)、「C 司書教諭有資格者」12名(25.0%)、「D 無資格」4名(8.3%)であり、無回答は4名であった。

2. 残酷性を理由とする資料提供制限の問題点

2.1. 不確かな基準による制限・職制判断

講演で第一に取り上げた事例は次のようなものである。この事例は、筆者が勤務する沖縄国際大学のAO入試・推薦入試の合格者に「入学前課題」として課している、有川浩氏の小説『図書館戦争』を題材とする課題図書感想文の中にあったエピソードをもとに作ったものである¹。事例の舞台は当日の参加者層を想定して、公共図書館としている。

沖縄戦の被害を取り上げた写真集(死体が写っている)を小学生の子どもが借りてきたのを知った保護者から、図書館に対して「子どもの目に届かない場所においてほしい」と要望があった。確かに、その写真集には残酷な写真

もいくつかあり、子どもがうっかり手に取ってしまうのもよくないような気がする。保護者の要望を無下に突っぱねるわけにもいかないの、館長に相談したところ、平和学習の棚にあった写真集の一部を（クレームがあったものだけでなくそれに類するもの）書庫に移して、小学生以下に提供する場合には保護者の許可制とするようにという指示があったので、それに従った。

講演では以上のエピソードを紹介した後、まず、「図書館の自由の原則からみて正しいと言えるでしょうか？」と参加者に問いかけ、①誤っていると思う場合はどこが誤っているかを具体的に考えてもらった上で、②図書館の自由の原則にもとづく望ましい対応を考えてもらった。

筆者がこの事例を通して検討してほしかった問題点は4つある。第一に、残酷性を理由として、すでに収集されている資料の提供に何らかの制限を加えることの是非についてである。自由宣言では、第2の原則である「図書館は資料提供の自由を有する」において提供制限の要件がいくつか記されているが、「人権またはプライバシーを侵害するもの」「わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの」「寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料」の3つが例示されるだけであり、残酷性を理由とする制限は想定されていないように思われる。これまでも残酷表現をめぐる図書館での資料提供のあり方が議論されたこともあるが、資料の中の一部の表現に残酷さなどの問題点があるとしても、その一部の場面をことさらに取り上げて制限を始めてしまうと、もともと「残酷性」という、捉え方に個人差のある表現を対象としているだけに、あれもこれもと制限が広がってしまい、資料提供の範囲が狭められてしまう恐れがある。逆に言えば、基本的には資料の評価は良い部分、その資料にしかないユニークな部分に注目すべきだということであり、もっと言えば、よい部分は悪い部分をカバーする、とする評価基準をもたなければならないということでもある。資料提供に対して、その表現の残酷性を理由とする批判が利用者から寄せられた場合には、まずはそうした基本的な考え方を丁寧に伝えていく努力を図書館側はすべきだろう。

第二の問題点は、事例にある図書館での対応が「館長に判断をゆだねているように見えるところにある。自由宣言は様々な箇所において、利用者によって日々接している図書館員の専門職性をベースに展開されている。このことを考えるために

は、伝統的な教育原理の1つとして、学校の教師が「教育権」の一部に責務を担っていることを例にすると分かりやすいだろう。子どもたちの教育指導に関することは、学校長が校務を掌る立場にあるからといって一方的に決定できるものではなく、日々、子どもたち(=国民一人ひとり)に接している教師の専門職としての判断が尊重されなければならない、という考え方が学校教育の世界では伝統的に存在する。このことは「教育の自由」「教師の自律性」とも呼ばれており、図書館の自由の基盤にもなる考え方である。従って、図書館の自由の実践においても、館長に全面的に判断をゆだねるというのは、司書の専門職性を自ら放棄したことにもなり、そうした安易な「職制判断」は戒められるべきであろう。まずは、カウンターに立つ職員全員が参加する会議体において意見を出し合い、民主的な話し合いを経て対応を考えることがその原則的な対応となるはずである。

2.2. 保護者の教育権の優先

上記の事例について、筆者が考える第三の問題点は、「児童コーナーから書庫に移す」という対応が許されるのか、言い換えれば、実質的な「年齢制限」をかけてよいのか、ということである。そこには、資料提供の自由の実践と保護者の教育権との関係性をどのように考えるか、というかなり難しい問題も含まれている。この問題には、保護者から「うちの子どもにはこの本は見せないでください」と求められたら、図書館はそうした要請に従うべきなのか、という論点も含まれている。上で筆者は、教師は教育権の一部を担うと書いたが、教育権は当然保護者もまた担うものである。

講演では、これらの問題を考えるための材料として、あるニュース記事を紹介することにした。概要をまとめると次のようになる²。

フロリダ州コリアー郡の公立学校では、2015年8月から、子どもが学校のメディアセンターで読んだ本を親に公開している。Parents ROCK (Rights of Choice for Kids) とよばれる親たちの団体が、“The Bluest Eye”、“Be loved”、“Dreaming in Cuban”、“Killing Mr. Griffin”の4冊に懸念を示し、“age-appropriate children with a parents (sic) permission”と呼ばれるこれらの本の利用に、制限を求める声明を発表した。このことがきっかけとなり、CCSPは、2015年8月、郡で使用しているリテラシー資源を管理するソフト

ウェアプログラムをポータルサイトにつなげ、親が、子どもが学校のメディアセンターでアクセスしたものをオンライン上で確認できるようにした。コリアー郡にある公立学校には、各学校にメディアセンターが設置され、図書館メディアを専門とする職員が常駐しているが、約 50 校でメディアセンターを利用する、K-12(幼稚園から高校まで)の生徒約 45,000 人が対象となっている。

ニュースの中に取り上げられている作品のうち 2 冊は日本でも翻訳されているようである。邦題は『青い眼がほしい』(早川書房・発表は 1970 年)、『ピラヴド(愛されし者)』(集英社・発表は 1988 年)であり、いずれもノーベル文学賞作家、トニ・モリスンによる、黒人差別、奴隷制度をテーマとする小説である。上記の記事にははっきりとは書かれていないが、奴隷問題を扱っているだけに、虐待やいじめなどの暴力、あるいは、近親相姦、強姦などの性描写が出てくることが問題視されたのではないと思われる。そしてこのニュースの後半では、図書館におけるプライバシー保護の問題について次のような言及も見られる。

子どもが読んでいる本を親が把握することで、子どもの読書に対する意気込みは少し減ってしまう。図書館員の間には、親に生徒が読むものを決める権利はない、という長年の信念がある。しかし、その一方で、親や保護者の持つ、自分の子どもにとって最善と思うものを決める権利もまた尊重しており、「親は教育上の真のパートナーであるから、親が本に関するあらゆる情報を見て、子どもに借りる本について助言することは容認し得る」と、フロリダ州ネイプルズの CCPS の最高責任者補佐はいう。

このニュースの中で筆者が目撃したい部分が、「親や保護者の持つ、自分の子どもにとって最善と思うものを決める権利」への言及である。後述するように、アメリカの図書館界にももちろん「図書館の自由」「知的自由」という考え方はあるが、このニュースの中では、子どもたちがもつ「知る自由」「知る権利」と、保護者がもつ「教育権」が同等のものか、あるいは、保護者の教育権が子どもの知る権利を上回るという考え方が示されているように思われる。保護者の教育権を保障することは図書館の自由の実現よりも優先されるべきなのだろうか。

子どもへの悪影響を理由とする保護者からの資料提供に対する批判については、日本の図書館界においては、図書館の自由をめぐるかなり古くから繰り返し議論されてきた問題である。その結論については、自由宣言そのものや副文には明記されていないものの、宣言の解説書として出版されている書籍の中で次のような記述を確認することができる³。

1994年に、ようやく日本も「子どもの権利条約」を批准し、国際連合憲章のもとに子ども（児童）の権利を保障していくことを約束した。その第13条1に、「あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由」を有することを表明している。それを基本にしたうえで、第17条(e)で「児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護」する配慮も求めているが、その責任は、まずは父母または法定保護者にあると規定している(18条)。

以上の説明から分かるように、宣言の解説書においても、世の中に有害な情報というものが存在すること、そして、子どもたちを有害な情報から守る義務が保護者をはじめとする大人の側にはあること自体は決して否定されていない。「子どもの権利条約」にも明記されている通り、保護者が子どもの読書環境、情報環境を懸念することは当然のことと捉えられていることがわかる。しかし、子どもたちが有害な情報に触れないようにする役割は誰が果たすべきなのだろうか。よく言われるように、「権利」と「義務」は表裏一体の関係にある。保護者が自身の子どもにその本を読ませない権利をもっているなら、読ませなくするための義務を果たすのもやはり保護者でなければならず、それは図書館の役割ではない、と考えることもできる。子どもたちへの有害な情報からの悪影響は確かに懸念すべきことだが、子どもに最も身近なところにいる保護者から「この本はあなたにははまだ早い」と言えば解決する問題である。保護者と子どもとの間に図書館がすすんで入る必要性は乏しい、と考えることが、図書館の自由の基本的な立場である、ということだろう。

こうした考え方は、日本の図書館界だけのものではない。アメリカ図書館協会(ALA)もまた、「親が反対したり、反対しそうだからという理由で、未成年者のアクセスを制限する図書館員は自分たちの立場が(中略)決して親代わりではないことを銘記すべき」とする声明を過去に公表している⁴。多数の利用者に

接しなければならぬ図書館（員）が保護者のように子どもの行動に目を光らせていることは現実にも難しいし、モラルを超えた部分にまで家庭教育に公的な機関が介入するのも望ましくない、という考え方も成り立つ。そもそも、どのような表現を残酷ととらえるか、には大きな個人差があるし、ある表現から悪影響を受けるかどうか、その因果関係もはっきりしない。残酷性を理由としてある資料に保護者からのクレームがあった場合には、書架に移動するという方法を検討する以前の段階として、「まずはお子さんと話し合ってください」という対応をとるのが原則ということになるだろう。

2.3. 保護者の許可制の導入

第四の問題点は、この事例に登場する図書館が、クレームを受けた資料提供において「保護者による許可制」を設定しているように見えることである。筆者は上で、保護者には子どもがどのような資料にアクセスするかを決定（制限）する権利がそなわっているという考えが、図書館の自由の考えの中にも含まれている点を指摘した。しかし、現実には保護者と子どもがその資料について話し合う機会はそうそう簡単につくれるものではないのかもしれない。保護者に図書館の原則的な立場を説明しても十分に納得してもらえないケースもあるだろう。とすれば、その代替案として考えられることが、保護者の許可制とする、という対応である。このロジックは、許可者を保護者としたケースではないものの、島根県松江市の公立小学校の図書館において、原爆被害を描いた漫画『はだしのゲン』が、教師の許可制を前提として提供制限が課せられたケースにも見ることができる。

『はだしのゲン』の取り扱いに関する議論においては、騒動が起こった当初（2013年8月）、提供制限を決定した松江市教育委員会側が、「許可があれば貸し出せるため、閲覧禁止ではない」とする意見を持っている、と報道されることがあった⁵。あるいは、「平和教育として非常に重要な教材」ではあるとしつつも、「過激なシーンを判断の付かない小中学生が自由に持ち出して見るのは不適切」であるため、「教員の指導で読んだり授業で使う」場合に限定して利用すればよいとする同教育委員会の見解が示されることもあった⁶。確かに、こうした許可制という方法は、教育権を持つ者の許可があればその資料へのアクセスは保障できるのだから、閲覧禁止＝知る権利の全面的な侵害とは言えず、図書館の自由の原則からみても大きな問題にはならない、という考え方もできるかもしれない。しか

し、許可制にはもう1つの問題があることも忘れてはならない。講演では、許可制にみる問題点を考えるために、さらに次のような事例を取り上げて、次のように説明した。

アメリカのある州の小学校図書館では、J・K ローリングの『ハリーポッター』シリーズを「悪魔崇拝」を肯定するという理由で制限書架に置いた時期があった。その学校では、『ハリーポッター』を読むには親の許可書を持参しないとイケないことになっており、そのための申請文書も準備されている。制限を決めた学校図書館側は、親の許可があれば読めるのだから子どもたちの読む権利の侵害ではない、検閲ではない、と考えているのだが、そうした説明を受けたある1人の保護者が強い反発を示すことになる。その保護者が感じた反発心とは、自分が許可証を書いてしまうと、うちの子どもは学校内で「悪魔」のラベルを貼られてしまう⁷ということであったという⁷。

この事例からわかるように、図書館でのある資料の特別扱い、その資料を読みたい利用者への特別扱いにもつながる、ということの意味する。言い換えれば、資料にラベルを貼ることは利用者にはラベル（レッテル）を貼ることもでもある。そして、そうしたラベル・レッテルは利用者にとって資料へのアクセス意欲を低下させるにも十分な要素になりうる。図書館の自由を読む自由と捉えれば、許可制の導入もまた十分にその阻害要因になりうる⁷と考える必要があるだろう。

3. 残酷性を理由とする資料提供制限要求に対する図書館員の意識

3.1. クレームの有無・クレームへの対応

冒頭でも述べたように、筆者が講演のなかで残酷性を理由とする資料提供制限の問題を取り上げたのは、図書館の自由を沖縄問題との関わりの中でとらえなおす必要性を個人的に強く感じていたからである。もっと具体的に言えば、普天間飛行場の移設をめぐる、国と県との対立が大きくなる中で、沖縄の報道メディアに対する「偏向」批判も高まっており、その対立・批判が、今後もっと顕著な形で、様々なメディアを扱う図書館に持ち込まれうるという懸念があったからでもある。本稿では、沖縄における米軍基地の存在を肯定的に捉える立場について、そのポリシーの是非を問うものではないが、それは基地を肯定する立場と戦争被害をできるだけ小さく見せたいという立場とシンクロする部分

もあるとされ、そうした世の中の潮流が残酷性をもつ図書館資料への批判・攻撃が生じさせるおそれも否定できないと考えたからである。

事例のなかでも触れているように、沖縄戦関係の資料には、戦死体が写り込んだ写真集などの資料もある⁸。『はだしのゲン』の提供制限が全国的に大きな問題になった一方で、全国的な話題ではないから取り上げられていないだけで、実は同種の問題が沖縄の図書館でもすでに起こっているのではないか。こうした点を明らかにするべく、講演後に実施したアンケートにおいては、Q1として、「あなたは、現在勤務している図書館、またはこれまでに勤務された図書館において、本日の研修で取り上げたような資料に対して、利用者からクレームを受けたことはありますか?」と問いかけ、「A クレームを受けたことがある資料名・資料ジャンル」を選んでもらうことにした。講演では残酷な表現を含む資料の取り扱い以外の問題も取り上げているため、本稿に関わりがある資料ジャンル・資料名は、選択肢の中では「①沖縄戦の被害を写した写真集」と、「②『はだしのゲン』」の2つである。参考までに、そのほかの選択肢も含めて結果を紹介してみよう。

表からわかるように、資料提供に関してクレーム経験がある図書館員は全体の約6割を占める。選択肢として挙げた9つは講演の中で取り上げたものであったが、それ以外のクレーム経験についてアンケートのQ3として、「あなたが現在勤務している図書館、またはこれまでに勤務された図書館において、Q1に挙げた資料・ジャンル以外にクレームを受けたことがあるものがあれば教えてください」と聞いたところ、19の回答が寄せられたため、それらも含めて表にまとめている。残酷性を理由とするクレーム経験は、①と②を合わせても3名、わずか6.3%に過ぎず、最も多く選択された「⑤性描写を含む資料」の5分の1にも達していない。筆者の仮説とは異なり、戦争関係の資料が残酷性を理由として批判されるようなことは日常的に起こっているわけではないようである。

この結果を館種別にみると、公共図書館だけでなく学校図書館からの回答が多く含まれていることが分かる。アンケート調査において公共図書館職員よりも学校図書館職員の回答の方が少なかった点をふまえれば、沖縄戦資料に関する残酷表現の問題は学校図書館で現れやすい問題とも考えられるだろう。ただし、Q3の自由記述の中には、「米兵、イラク派遣時の証言集に白黒の過激な写真が1枚載っていて、1人の利用者から「子どもが見たらどうするの!」とのクレームがありました」という回答も寄せられている。他の設問への回答状況から、この

回答はおそらく公共図書館に勤務する職員から寄せられたと思われる、公共図書館だからといって、残酷性をもつ戦争関係の資料がまったく問題にならないわけではないことも分かる。

【表 1 クレーム経験の有無、資料名・ジャンル N=48】

選択肢	クレーム経験の有無		クレームが寄せられた館種				
			公共	学校	大学	その他	合計
① 沖縄戦の被害を写した写真集	1	(2.1%)	1	0	0	0	1
② 『はだしのゲン』	2	(4.2%)	1	1	0	0	2
③ 沖縄の基地問題を扱った資料(保守的なもの)	2	(4.2%)	2	0	0	0	2
④ 沖縄の基地問題を扱った資料(リベラルなもの)	1	(2.1%)	1	0	0	0	1
⑤ 性描写を含む資料(マンガ、ライトノベルなど)	15	(31.3%)	12	3	0	0	15
⑥ 『絶歌』(所蔵している図書館)	4	(8.3%)	4	0	0	0	4
⑦ 喫煙シーンがある絵本・児童書	1	(2.1%)	1	0	0	0	1
⑧ 差別語・差別表現が含まれる資料	4	(6.3%)	3	0	0	0	3
⑨ 個人情報に記載された沖縄戦関係の記録資料(個人名を挙げての批判等)	2	(4.2%)	2	0	0	0	2
⑩ 特になし	19	(39.6%)	—	—	—	—	—
その他(Q3より)	19	(39.6%)	—	—	—	—	—
無回答	9	(18.8%)	—	—	—	—	—

()内は有効回答に占める選択者の比率

アンケートのQ2では、Q1において1つでも○をつけた資料・ジャンルがある回答者に対して、その資料のジャンル、または資料名を、どのようなクレームを受けたのか、ということも含めて自由記述式で記入してもらっている。①②については回答数が少ないため、ここでは、Q3に寄せられた自由記述の中から、学校図書館担当者3名が、いずれも同じ資料を挙げて次のように記述している点に注目してみたい。

「沖縄戦の写真集というより、展示するパネルについて「残酷だからひかえてもらえないか」と言われたが、1件だけで、ほかの先生に相談してそのまま展示した」

「学校図書館で勤務しています。「クレーム」というほどではないのですが、慰霊の日に関する「沖縄戦」のパネル展示を毎年行っているのですが、生徒の方から「生々しく(残酷で)、怖いので、パネルを展示しないでほしい」という要望があり、どうしていいのか困ったことがあります。今年はパネル展

示せず、沖縄戦に関する本を別置して展示、貸出しました」

「学校図書館の慰霊の日のパネル展示（ショックの大きい写真は展示しないように、と図書館担当の教員と選んで展示することに…）」

これらの自由記述にみられる「慰霊の日」とは、沖縄戦において「日本軍の組織的戦闘が終わった」6月23日を記念日とし、「戦没者の霊を慰めることを目的」として1974年に制定されたものである⁹。沖縄の学校では、この前後の期間を「平和月間」とし、様々な平和行事が行われるのだが、学校図書館では沖縄戦を題材にした「パネル展」を開催することが多い¹⁰。上記の事例では、沖縄戦の写真集を取り上げたが、写真集に使われている写真と同じものがパネルにもなっているため¹¹、これらの指摘にある通り、同様の問題は当然、パネル資料に対しても寄せられるだろう。逆に言えば、現段階ではクレーム的な声が寄せられていない学校図書館であっても、平和月間の資料展示で同様の写真パネルを使う限り、今後クレームが寄せられる可能性はあるし、すでにそうしたクレームを回避するために、上記のコメントにもあるように、平和月間でも子どもたちに見せないような配慮が進んでいるのかもしれない。

次の表2は、Q1から分岐する質問として、寄せられたクレームへの対応を聞いたものである。ここでは館種別に回答を分け、表2-1は公共図書館からの回答を、表2-2では学校図書館からの回答を集計している。また、表2-2では、上で

【表 2-1 寄せられたクレームへの対応(公共図書館) N=29】

選択肢	書庫移動	目的確認	年齢確認	廃棄	排架場所変更	何もしなかった
①沖縄戦の被害を写した写真集(写真パネルも含む)	0	0	0	0	0	1
②『はだしのゲン』	0	0	0	0	0	1
③沖縄の基地問題を扱った資料(保守的なもの)	0	1	0	0	0	1
④沖縄の基地問題を扱った資料(リベラルなもの)	0	0	0	0	0	1
⑤性描写を含む資料(マンガ、ライトノベルなど)	2	0	0	1	4	6
⑥『絶歌』(所蔵している図書館)	1	0	1	0	3	
⑦喫煙シーンがある絵本・児童書	0	0	0	0	0	1
⑧差別語・差別表現が含まれる資料	1	0	0	0	0	2
⑨個人情報に記載された沖縄戦関係の記録資料(個人名を挙げての批判等)	0	0	0	0	0	2

【表 2-2 寄せられたクレームへの対応(学校図書館) N=7】

選択肢	書庫移動	目的確認	年齢確認	廃棄	排架場所変更	何もしなかった
①沖繩戦の被害を写した写真集	0	0	0	0	2	1
②『はだしのゲン』	0	0	0	0	0	1
③沖繩の基地問題を扱った資料(保守的なもの)	0	0	0	0	0	0
④沖繩の基地問題を扱った資料(リベラルなもの)	0	0	0	0	0	0
⑤性描写を含む資料(マンガ、ライトノベルなど)	3	0	0	1	0	1
⑥『絶歌』(所蔵している図書館)	0	0	0	0	0	0
⑦喫煙シーンがある絵本・児童書	0	0	0	0	0	0
⑧差別語・差別表現が含まれる資料	0	0	0	0	0	0
⑨個人情報に記載された沖繩戦関係の記録資料(個人名を挙げての批判等)	0	0	0	0	0	0

※複数回答可のため表 1 とは回答数が異なる

紹介した Q3 の学校図書館からの 3 名分の自由記述も取り入れ、そのまま展示したケースを「何もしなかった」、パネル展示を取りやめるか、一部のパネルの展示を控えるケースを「排架場所変更」として集計している。いずれの館種でも回答数は少ないが、沖繩戦の写真集(パネル資料も含む)への対応としては、公共図書館では「何もしなかった」のみが選ばれているのに対して、学校図書館では「排架場所の変更」がより多く(3名中2名、66.7%)選択されていることになる。

「写真パネル」と「写真集」というメディアの違いはあるものの、沖繩の学校図書館においては、戦争被害を写した残酷な写真資料の提供制限が静かに進行している、もしくは、写真パネルから写真集へと提供制限の要請を招きやすい環境が着々と広がりつつあるともみることができないだろうか。また、現時点では沖繩の学校図書館に見られる限定的な問題となっているが、同じ子どもが利用する限り、学校図書館でみられるようなクレームは今後、同じ写真パネルや写真集を所蔵する公共図書館にも広がっていく可能性も十分にあるように思われる。

3.2. 資料へのクレームに対する望ましい対応

アンケートの Q4 では、クレーム経験の有無にかかわらず、回答者全員を対象として、「本日の研修で紹介・提案した、資料収集・提供についての考え方について、納得できたものはありますか? あなたのご感想をぜひ教えてください」と質問した。表 3 はその結果をまとめたものである。

残酷性をもつ資料へのクレーム対応に関わる選択肢は、表中の「①資料を選ぶ際は、悪い部分ではなく、よい部分・ユニークな部分に注目するべき」、「④図書館はあなたの子どもの親ではない（図書館は親代わりではない・子どもを資料の悪影響から守る義務は保護者にある）」、「⑤資料にレッテルを貼ることは、その資料を読みたい利用者にも同じレッテルを貼ることである」の3つである。また、関連する項目として、子どもの読書状況を心配した保護者がその貸出記録を把握できるようにするべきであるかどうか、について、「②学校図書館の場合」と「③公共図書館の場合」についても回答者の考えを確認している。③の無回答の比率が27.1%と高くなっている理由は、筆者のアンケート設計のミスにより、②と③の設問番号を、同種の項目として同じ「②」を与えてしまっていたため、回答者が②を先に回答し、その下の設問が重複していると誤解してしまったためと考えられる（表3とp.18の資料では番号を修正している）。不正確なデータであると考えられるため、本稿ではこの部分の分析は行わないこととする。

表中の網掛け部分は、2.で紹介した望ましい対応であり、筆者の意見として講

【表 3-1 資料へのクレームが起こった場合の望ましい対応(全体) N=48】

選択肢	納得できる	やや納得できる	どちらでもない	やや納得できない	納得できない	無回答
① 資料を選ぶ際は、悪い部分ではなく、よい部分・ユニークな部分に注目するべき	23 (47.9%)	17 (35.4%)	6 (12.5%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	1 (2.1%)
② 親は子どもの貸出記録を把握できるようにするべきである(学校図書館の場合)	2 (4.2%)	9 (18.8%)	14 (29.2%)	10 (20.8%)	8 (16.7%)	5 (10.4%)
③ 親は子どもの貸出記録を把握できるようにするべきである(公共図書館の場合)	3 (6.3%)	5 (10.4%)	13 (27.1%)	10 (20.8%)	4 (8.3%)	13 (27.1%)
④ 図書館はあなたの子どもの親ではない(図書館は親代わりではない・子どもを資料の悪影響から守る義務は保護者にある)	34 (70.8%)	11 (22.9%)	2 (4.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.1%)
⑤ 資料にレッテルを貼ることは、その資料を読みたい利用者にも同じレッテルを貼ることである	22 (45.8%)	13 (27.1%)	8 (16.7%)	2 (4.2%)	2 (4.2%)	1 (2.1%)
⑥ 政府見解に対しては、賛成「3」、反対「7」の姿勢で選書するべき	17 (35.4%)	22 (45.8%)	7 (14.6%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	1 (2.1%)
⑦ 政治的中立性と、図書館が多様な立場の資料を提供(児童生徒に紹介)することは矛盾しない	31 (64.6%)	14 (29.2%)	2 (4.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.1%)

()内は有効回答に占める選択者の比率

演の中で提案したものである。④については7割が「納得できる」を選択しており、①と⑤についても、5割近い回答者が筆者の提案にそった対応が望ましいと考えていることがわかる。さらに言えば、いずれの項目も「やや納得できる」を含めると、8割から9割の回答率に達している一方で、「納得できない」「やや納得できない」という否定的な項目を選択した回答者は3項目を合計しても5名と非常に少ないという結果も示されている。

アンケートでは、回答者のプロフィールについて、Q5の資格取得状況以外は確認していないため、やや不正確なデータとなってしまうのだが、他の回答状況から学校図書館担当者からの回答と思われるもの（7名分）をピックアップし、上記の①④⑤の回答状況を再集計すると、表3-2のような結果となった。

【表 3-2 資料へのクレームが起こった場合の望ましい対応(学校図書館) N=7】

選択肢	納得できる	やや納得できる	どちらでもない	やや納得できない	納得できない	無回答
① 資料を選ぶ際は、悪い部分ではなく、よい部分・ユニークな部分に注目すべき	4 (57.1%)	3 (42.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
④ 図書館はあなたの子どもの親ではない(図書館は親代わりではない・子どもを資料の悪影響から守る義務は保護者にある)	6 (85.7%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
⑤ 資料にレッテルを貼ることは、その資料を読みたい利用者にも同じレッテルを貼ることである	5 (71.4%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

()内は有効回答に占める選択者の比率

館種の違いやクレーム経験の有無によって、筆者の提案に対する意見が異なるかとも思われたが、表3-1と比べて特に大きな違いは見られない。沖縄固有の問題として、残酷な表現を含む資料へのクレームを招きやすい構造はあるとしても、沖縄の図書館界において資料提供の制限がいたずらに広がっていくのではないかという懸念は現時点では特に存在しない。沖縄の図書館が沖縄戦の資料を(子どもを含めて)提供しない、あるいは不用意に提供を制限することが、「図書館の自由」の原則はもちろん、平和を希求し続けてきた沖縄の人々にとってあってはならないとする意志も本アンケートからは読み取ることができるだろう。図書館の自由の実現を、戦争がもたらす凄惨な被害や恐怖を記録し、伝えなければならないとする使命が後押ししているとも考えられるのである。

もちろん、「望ましい対応である」という見解を持つことと、実際にクレームが寄せられた場合と同じ対応をとることができるか、ということはイコールではないし、その対応は残酷性の度合いによって変化することも否定できない。3.1.で述べたように、こうした図書館員の意識とは別に、学校図書館では、戦死体が写り込んでいるような写真パネルを掲示しない方向での規制はすでに進んでいる様子が一部でみられることも事実である。これらの残酷な写真パネルの掲示を控えるようにという要請には、子どもたちの実情を背景とした「教育的配慮」としての教師の専門的判断があると考えられるのだが、そうした要請が同種の写真を掲載する館内資料への制限要求に転じた場合にまで、その要請を受けて書庫等に移動するような措置が取られるとすればやはり問題であろう。さらに言えば、学校図書館に関しては、教師集団と司書の数の違い、正規・非正規といった雇用状況の違い、伝統的な教育職と事務職という身分の違いなど、複雑な要件がそこに絡んでくるおそれもある。そうした状況にあっても、専門職として、資料への意見を持つ人々と対話を続け、図書館の立場を丁寧に説明し続けることが重要である。図書館の自由の原則を理解する図書館員は沖縄にも多いと思われるが、その実質化に向けた取り組みが次の課題と言えるだろう。

4. おわりに・今後の課題

本稿では、沖縄戦の被害を写した写真集（パネル資料）を題材として、残酷性を理由とする提供制限をめぐる問題を、沖縄の図書館にとっての固有の問題ととらえ、沖縄問題をめぐるポリティカルな対立が深刻化・複雑化する中で問題が広がりつつあるのではないかと、そして、図書館の自由の原則が沖縄の図書館現場でどのようにとらえられているか、を明らかにするために実施したアンケート調査の結果を分析した。

繰り返せば、沖縄戦写真集のような残酷性を含む資料の提供については、当初の仮説とは異なり、公共図書館、学校図書館とも現時点では大きな問題になっていない。また、残酷性を含む資料提供への制限要求への望ましい対応については、過去の議論の中で積み重ねられてきた原則への理解度は決して低くない。しかし、学校図書館では、同種の資料（写真パネル）に対するクレームはすでに起こっており、今後、現実のパワーバランスの中で、図書館の自由の原理が覆されてしまう事態は決して否定できない。もちろん、公共図書館と学校図書館とは、

利用者と図書館員との関係性が異なるのだが、学校図書館でみられるような関係性は、例えば、教育委員会と図書館、首長と図書館、多数の利用者と少数の図書館員、というように、公共図書館においても決して生じないことではない。

海に囲まれた沖縄県においては、県外から気軽に講師を招けない事情があり、限られた人員によって、県内の研修ニーズに対応しなければならない。幸い、筆者も図書館現場から研修講師の依頼をいただくことがこのところ増えてきた。沖縄問題にかかわる資料の問題としては、本稿で取り上げた、残酷な写真を掲載した沖縄戦関係資料以外にも、基地問題を取り上げる資料について、「沖縄の新聞報道は偏っている」といった、政治的な中立性を求める昨今の立場からの批判にどうこたえていくか、というもっと直接的な検討課題もある。沖縄に住む図書館研究者の役割として、沖縄問題と図書館の自由との関わりを様々な面から今後も考え続けていきたい。(2017年1月16日)

注

- [1] 感想文の詳細は、拙著「沖縄の高校生が『図書館戦争』を読んだら・2015」『みんなの図書館』458, 2015.6, pp.47-51 に掲載している。
- [2] 国立国会図書館国際子ども図書館一子どもの読書のプライバシーに関する問題」<http://www.kodomo.go.jp/info/child/2016/2016-073.html>, 2016.7.22 更新 (参照先:「FL School District Lets Parents See What Kids Are Reading」http://www.slj.com/2015/10/censorship/fl-school-district-lets-parents-see-what-kids-are-reading/#_)
- [3] 日本図書館協会図書館の自由委員会編『図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂』解説』第 2 版, 2004, p.20
- [4] ALA 評議会文書「未成年者の図書館へのフリーアクセス」(子どもの権利と読む自由)日本図書館協会, 1994, p.43 より)
- [5] 「はだしのゲン閲覧制限 松江市教委に反響 281 件 電話やメール大半が抗議・苦情」『中国新聞』2013.8.18, 25 面
- [6] 「はだしのゲン 松江市教委、自由閲覧禁止 「描写過激」、全校に要請」『毎日新聞』2013.8.17, 朝刊 25 面
- [7] バット R. スケールズ著・川崎良孝翻訳『学校図書館で知的自由を擁護する一現場からのシナリオ』京都図書館情報学研究会, 2010, pp.74-78

- [8] 例えば、『沖縄戦 写真集』（那覇出版社，1990）、『日本軍の沖縄作戦—秘録写真戦史総集編』（沖縄戦史刊行会編纂，月刊沖縄社，1985）、『沖縄戦と住民—記録写真集』（月刊沖縄社，1978）、『日本最後の戦い—沖縄戦記録写真集』（月刊沖縄社，1977）、『続・日本最後の戦い—沖縄戦記録写真第2集』（月刊沖縄社，1978）、『写真戦史・沖縄作戦』（沖縄戦史刊行会，1978）などがある。
- [9] 沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典』上巻，1983，p.255
- [10] 各学校での取り組みは、手登根千津子・金城みどり「沖縄から全国へ平和の心を届けたい—65年目の慰霊の日を前に」（『学校図書館』717，2010.7，pp.28-30）、田名洋子・野里純・手登根千津子「沖縄の学校図書館の平和学習の取り組み—沖縄戦をどう伝えるか」（『子どもの本棚』36(10)，2007.10，pp.26-30）などで紹介されている。
- [11] これらの写真の内、戦場場面の写真は主にアメリカ国防総省が公開した資料をもとにしている。写真パネルは月刊沖縄社や那覇出版社などが1980年代から作成・販売している。

■資料 アンケート用紙（表・裏）

沖縄県の図書館員の資料収集・提供に関する意識調査

作成者：沖縄国際大学総合文化学部日本文学専攻 山口真也

■調査の目的： 本アンケートは、沖縄県内の公共図書館、学校図書館で働いている職員が、本日の調査で取り上げような収集・提供をめぐっての問題点や新しい資料の取り扱いについてどのように考えておられるか、また、これまででどの資料収集・提供をめぐって何らかの問題に直面した経験があるかどうかを確認するために実施するものです。アンケートは無記名で実施し、研究成果を公表する際は回答者個人が特定されないよう配慮いたします。質問紙が不満足な結果となりましたので、安心してお答えください。アンケート中に不快に感じられた場合は途中でやめてかまいません。アンケートのご協力どうぞよろしくお願い申し上げます。

Q1 全頁へ質問します。あなたは、現在所属している図書館、またはこれまで勤務された図書館において、本日の調査で取り上げようとする資料に対して、利用者からクレームを受けたことがありますか？ A クレームを受けたことがある資料名・資料ジャンルと、B そのクレームを受けた図書館の種類、C クレームへの対応をお答えください。

- A クレームされた資料がある資料・ジャンルがあれば、番号に丸を付けてください。(①～⑩は複数回答可)
 B クレームがあった種類に丸を付けてください。(複数回答可)
 C クレームへの対応をご存知でしたら教えてください。(複数回答可)

① 沖縄県の歴史を写した写真集	= 公共 学校 大学 その他	= 資料移動 目的確認 年齢確認 廃棄 採集場所の変更 何もなかった
② 『はだしのゲン』	= 公共 学校 大学 その他	= 資料移動 目的確認 年齢確認 廃棄 採集場所の変更 何もなかった
③ 沖縄の基礎知識を扱った資料(保存的なもの)	= 公共 学校 大学 その他	= 資料移動 目的確認 年齢確認 廃棄 採集場所の変更 何もなかった
④ 沖縄の基礎知識を扱った資料(リベラルなもの)	= 公共 学校 大学 その他	= 資料移動 目的確認 年齢確認 廃棄 採集場所の変更 何もなかった
⑤ 子育てを学ぶ資料(マンガ、ライバルなど)	= 公共 学校 大学 その他	= 資料移動 目的確認 年齢確認 廃棄 採集場所の変更 何もなかった
⑥ 島歌謡(所属している図書館)	= 公共 学校 大学 その他	= 資料移動 目的確認 年齢確認 廃棄 採集場所の変更 何もなかった
⑦ 現題シームがある絵本・児童書	= 公共 学校 大学 その他	= 資料移動 目的確認 年齢確認 廃棄 採集場所の変更 何もなかった
⑧ 差別語・差別表現が含まれる資料	= 公共 学校 大学 その他	= 資料移動 目的確認 年齢確認 廃棄 採集場所の変更 何もなかった
⑨ 個人情報記載された学校関係者の記事(個人名を挙げての批評等)	= 公共 学校 大学 その他	= 資料移動 目的確認 年齢確認 廃棄 採集場所の変更 何もなかった
⑩ 特になし		

※採集場所の変更＝児童コーナーから一般コーナーへ移動する等

黒色に塗ります

Q2 Q1で1つでも〇をつけた資料・ジャンルがある方に質問します。よろしければ具体的にどのような資料に対して(資料名・ジャンル)、どのようなクレームがあったか、目的外的なものがあれば、以下の空欄にご記入ください。

Q3 全頁へ質問します。あなたが現在所属している図書館、またはこれまで勤務された図書館において、Q1に挙げた資料・ジャンル以外にクレームを受けたことがあるものがあれば教えてください。具体的な資料名を書いていただいても構いません。

Q4 全頁へ質問します。本日の調査で紹介・提供した、資料収集・提供についての考え方について、納得できたものはありますか？ あなたの感想をぜひ教えてください。

① 資料を選別するのは、悪い部分ではなく、よい部分・ユニークな部分に注目すべき	=	_____
② 親は子どもの貸出記録を把握できるようにすべきである(学校図書館の場合)	=	_____
③ 親は子どもの貸出記録を把握できるようにすべきである(公共図書館の場合)	=	_____
④ 図書館はあなたの子どもの親ではない、図書館は親(父)ではない、子どもを資料の悪影響から守る義務は(親)親にある	=	_____
⑤ 資料にシールを貼ることは、その資料を認めない、利用前でも同じシールを貼ることである	=	_____
⑥ 政府見解に基づいては、賛成「3」、反対「7」の姿勢で運営すべき	=	_____
⑦ 政治的中立性と、図書館が多様な立場の資料を提供(児童主任に紹介)することは矛盾しない	=	_____

Q5 全頁へ質問します。もしよろしければ、あなたの図書館関係の資格保有状況を教えてください。該当するもの〇を付けて下さい。(複数回答可)

- A 司書資格 B 教員免許(教壇・教科書検定なし) C 司書検定資格 D A～Cの資格はない

アンケートは以上で
ご協力、誠にありがとうございます